

改正

消費税率の引き上げにより
4月1日から使用料などを改正します

☎ 信濃町役場代表 ☎ (255) 3111

4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられます。これにより、4月1日から町の使用料などを改正します。

町では、消費税率の引き上げにより、文化・体育施設などの公共施設、道路などの使用・占用に伴う使用料、ゴミ処理などに伴う手数料、指定管理者導入施設の利用料金、その他水道料金や下水道使用料などを改正します。

なぜ消費税増税で改正なの？

公共施設の使用料などは、消費税の課税対象で、消費税を含んでいる扱いとなっています。今回の改正は、各種証明手数料など非課税扱いとなるものなどの一部を除き、消費税率の増税分3%を転嫁するものです。

どの料金が変わるの？

【転嫁するもの】

公共施設の使用料・利用料・一部の手数料や水道料金、下水道使用料など（下表を参照ください。）

【転嫁しないもの】

各種証明手数料など非課税扱いとなるものなど

問合せ先

改正後の使用料など詳細は、各施設や担当係へお問合せください。

対象	問い合わせ/電話
ふれあい広場しなの いこいの家・スポーツ施設の使用料	教育委員会 生涯学習係 255-5923
総合体育館・地区体育館・グラウンド・テニスコート使用料・電灯使用料	
公民館(野尻湖支館・古間支館・富士里支館・柏原支館)使用料	
総合会館使用料	教育委員会 総務教育係 255-5923
信濃小中学校施設使用料・電灯・暖房使用料	
地域交流施設使用料	建設水道課 建設係 255-5922
公共物使用料	
道路の占用料	建設水道課 水道係 255-2962
水道料金	
給水装置新設負担金	建設水道課 下水道係 255-3002
下水道使用料	
農業集落排水処理施設使用料	住民福祉課 環境係 255-5924
特定環境保全公共下水道使用料	
個別排水処理施設使用料	産業観光課 商工観光係 255-3114
一般廃棄物 処理手数料(し尿等処理手数料)	
黒姫陸上競技場使用料	産業観光課 家畜診療所 255-6822
スポーツ施設・農村広場施設使用料	
家畜診療所手数料	産業観光課 農林畜産係 255-3113
堆肥センター利用料等	
牧場預託料	信越病院 255-3100
信越病院(文書料・診断料・面談料・個室使用料・付添人寝具使用料・自動車使用料・松葉杖使用料)	

消費税の適正な転嫁

今回の消費税の引き上げに対し、消費税の円滑かつ適正な転嫁をサポートするため、「消費税転化対策特別措置法」が施行されました。

- ❑ 禁止事項
買ったたき/減額/商品購入、役務利用又は利用提供の要請
- ❑ 消費税の転嫁を阻害する表示の禁止
- ❑ 「総額表示義務」に特例措置

【消費税の転嫁に関する相談窓口のご案内】

総務課 税務係
☎ (255) 5921

国保

国民健康保険に加入する70歳から74歳の方へ
医療費の自己負担割合が変わります

☎ 住民福祉課 住民国保年金係 ☎ (255) 6820

平成26年4月から、あらたに70歳になる人で所得区分が現役並み所得者以外の人の窓口負担が2割に変更になります。

自己負担割合について

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担になっていました。平成26年度からより公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

見直しに当たり、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、負担割合の変更を次のように段階的に実施することとなりました。

平成26年4月から、あらたに70歳になる人で所得区分が現役並み所得者以外の人の窓口負担が2割に変更になります。

ただし、既に70歳になっている人の窓口負担は1割から2割に変更される予定でしたが、引き続き1割に据え置かれます。

高齢受給者証の送付

4月1日までに70歳になる方は、新しい高齢受給者証を3月末までにお送りします。4月2日以降に70歳になる方は、誕生日の月末までにお送りします(翌月から窓口負担が2割になります。)

所得区分	対象となる人	窓口負担
一般・低所得 I・低所得 II	昭和19年4月1日までに生まれた人 (4月1日現在70歳になっている人)	1割
	昭和19年4月2日以降に生まれた人 (あらたに70歳になる人)	2割
現役並み所得者	同じ世帯に課税所得145万円以上で70歳から74歳までの国保被保険者がいる人	3割

高校

高等学校の授業料の制度が改正されます
授業料が不徴収から原則徴収へ

☎ 教育委員会 総務教育係 ☎ (255) 5923

高等学校の授業料の制度が改正され、平成26年4月に入学する生徒から適用となります。

現行制度の不徴収による授業料原則無償から、授業料の原則徴収に変わります。新制度でも、収入が一定額未満の世帯には、国から支給される「就学支援金」により実

質無償となります。現在、高等学校に在学している生徒の授業料は、引き続き現行制度(公立高等学校については原則無償)が適用されます。

☎ 公立高等学校授業料の問合せ先・長野県教育委員会事務局 高校教育課 総務係 ☎ (235) 7428 / ☎ 私立高等学校就学支援金制度の問合せ先・長野県総務部 情報公開・私学課 私立学係 ☎ (235) 7058

募集

「赤十字救急法救急員」養成講習会を実施
養成講習会の受講者を募集します

☎ 産業観光課 癒しの森・企業誘致係 ☎ (255) 5925

「赤十字救急法救急員」は日本赤十字社による技術認定資格であり、日常生活だけでなく災害時や緊急時のボランティア活動にも役立ちます。ぜひご参加ください。

- 日時【3回、全て参加が必要です】
第1回 4月5日(土) 9時~16時
第2回 4月6日(日) 9時~16時
第3回 4月13日(日) 9時~12時
- 受講資格 満15歳以上の者
- 受講費用 3,000円
- 募集期間 3月3日(日)~3月20日(日)
- 募集定員 30名
- 場所 町役場 第1・2会議室

